

2022 年度

派遣者による活動報告書

海外派遣
プログラム

協賛：住友商事株式会社、三菱商事株式会社、AGC 株式会社

東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター

目次

<u>McDermott Will & Emery 法律事務所(ブリュッセル)</u>	<u>新庄 絢</u>	<u>2</u>
<u>McDermott Will & Emery 法律事務所(パリ)</u>	<u>山我 直義</u>	<u>11</u>
<u>金・張(KIM&CHANG)法律事務所 (ソウル)</u>	<u>完山 聖奈</u>	<u>18</u>
<u>Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所 (ブリュッセル)</u>	<u>南 若葉</u>	<u>25</u>
<u>Nauta Dutilh 法律事務所 (アムステルダム)</u>	<u>野本 まあ耶</u>	<u>31</u>
<u>Linklaters 法律事務所(ブリュッセル)</u>	<u>柴崎 秀之 (日本語)</u>	<u>36</u>
<u>Linklaters 法律事務所(ブリュッセル)</u>	<u>Hideyuki SHIBASAKI (English)</u>	<u>47</u>

海外派遣プログラム報告書

McDermott Will & Emery 法律事務所ブリュッセルオフィス

新庄絢

I 概要

①氏名：新庄絢

②派遣先：McDermott Will & Emery 法律事務所ブリュッセルオフィス

③派遣期間：2022年6月12日（月）～2022年7月8日（金）

McDermott Will & Emery 法律事務所は約90年前にアメリカ・シカゴに設立された法律事務所です。現在は世界各国に23のオフィスを持っています。1100人以上の弁護士が所属している国際的な法律事務所です。

ブリュッセルオフィスでは、Trainee という身分で1か月のインターンをいたしました。滞在中、私以外のインターン生はいませんでした。もっとも、事務所全体としては常に世界各国からのインターン生を受け入れているようです。インターン生は、通常約6か月、リサーチをはじめとする文書作成や会議への出席等の業務を行い、事務所の一員として扱われるとのことでした。

ブリュッセルオフィスには競争法、プライバシーセキュリティを専門とする弁護士が所属しています。私はEU法を2年間にわたり履修していたものの、独占禁止法を十分に学んでいなかったため、事前にその旨を先生方に伝え、競争法の知識が不十分でも行うことの可能な業務を回していただきました。

II 業務内容

1. EU 競争法関連の重要な決定のリサーチとメモの作成

メンターの先生から振られる形で、2週間程度の期間を与えられ、事務所が毎年公開している競争法関連事案のレポートの一部の作成に取り組みました。

2020年から2022年までの間にEU競争法に関連する事案で重要と思われる決定やGeneral Court、Court of Justiceの判決について、事案の概要や決定要旨といったメモを作成しました。原文の英語を正しく理解すること及び当該事案のいかなる事実に着目してその決定が出されたのかを簡潔にまとめることに気を付けていました。一つの事案が200～300ページ程度の分量であったため、集中力を保つのも一苦勞でした。

EU法の仕組みや競争法の概要について知っていることは重要だと思います。白石忠志『独禁法講義〈第9版〉』（有斐閣・2020年）、『独占禁止法〈第3版〉』（有斐閣・2016年）で競争法の大枠について把握し、笠原宏『EU競争法（法律学講座）』（信山社・2016年）、井上朗『EU競争法の手続と実務 全訂版』（民事法研究会・2016年）、庄司克宏『新EU法 政策篇』（岩波書店・2014年）、『新EU法 基礎篇』（岩波書店・2013年）、白石忠志『判例米国・EU競争法』（商事法務・2011年）等でEU法やEU競争法の実務の進み方や実際の事案を頭に入れていたことは、自分にとって新しい生の事案についてメモを作成する前提の知識・力となったと思います。

2. 非機密情報バージョンの資料作成

メンターの先生が2件のデューデリジェンス資料の黒塗り作業を担当しており、その作業を振られる形で1件につき3日程度の締切を設定されて取り組みました。

企業合併には、経済に利益をもたらすものがある一方、市場における競争を低下させたり、顧客に損害を与えたりする危険性のある合併もあります。そこで、一定の売上高に達する企業の関与する合併は欧州委員会により審査され、合併事案の概要がホームページ上に公開されます。

審査の際には欧州委員会が事業者等に対して調査のための情報提供を求め得るところ、調査の過程で入手したデューデリジェンスの資料等の文書公開がされるため、その提出資料の機密情報の黒塗りを担当しました。“DG Competition informal guidance paper on confidentiality claims”やEUのオフィシャルジャーナルの資料を参照しながら、

300 頁超えの DD 資料を読み、取引先や価格設定の詳細・ノウハウといった機密情報を黒塗りで消していく作業は、情報を見落とさない慎重さと根気強さの双方が必要でした。アソシエイトとして担当するような業務を体験でき、非常に勉強になりました。

厳しい守秘義務を負わなければならないにもかかわらず、参加を認めてくださった先生方に大変感謝しております。

3. 会社合併の公開事案メモのアップデート

2019 年からインターン終了までの間に日本企業あるいは日本企業の出資している企業の合併事案について、欧州委員会の競争総局が公開している会社合併の申請、合併の内容及びその決定の動向を調べ、表にする作業を行いました。最終週に Jacques 先生から振られ、3 日程度の期間を与えられました。

サイトかオフィシャルジャーナルの形で公表されているため、一覧を見ながら日本企業を探し、出資割合等ほどの程度なのか、いつ企業合併が行われたのか、その出典等が一目でわかるように Word で表にしていけます。必要な情報をサイトやデータベース等を駆使して集め、第三者が理解しやすいように整理してまとめていく作業は使用言語が英語であったとしても変わらないため、ソースを明らかにした見やすい表を作成することに努めました。

4. 弁護士プロフィールの翻訳

日本のクライアント向けに、事務所ホームページに PDF ファイルで弁護士のプロフィールを掲載するという作業が行われていました。そこで、プロフィールの日本語訳を担当することになりました。

McDermott Will & Emery は全世界にオフィスを有する法律事務所であるため、オフィスの垣根を越えて、日本人スタッフ・弁護士や日本のクライアントがいる弁護士が日本人会を組織しているそうです。アメリカのオフィスでご活躍されているビジネススペシャリストのスタッフの方から、3 件の翻訳につき 5 日程度の期間を与えられるペースで翻訳作業を振っていただきました。

特許関連事案を専門とする弁護士のプロフィールが多かったため、今までに担当した事案の概要を翻訳する際に、そこに記されている医学・薬学や IT 系の専門用語の日本語の対訳が決まっているのかすら分からないことが多かったです。その際は、論文や弁理士の事務所ホームページ等を参照し、ある概念や専門用語について特定の業界でどのような単語が頻繁に用いられているかを調べてから訳文をつくるという手順で翻訳をしていました。事務所を探している方が、バイオで用いられている奇妙な専門用語に目を留めて、こんな翻訳をする事務所は信用できないと依頼先の選択肢から McDermott を除外してしまうことは避けなければならないため（実際にそのような選び方をするのかは分かりかねますが）、慎重に訳文を考えていました。

日英翻訳について専門的な教育を受けた経験がないため、このような確認の仕方では不十分だったのではないかと不安になることもありました。しかし、アメリカのオフィスにいらっしゃるスタッフの方と時差を感じさせない円滑なコミュニケーションをとることができたため、疑問点を逐一解消することで責任をもって翻訳作業を終えることができました。

5. 会議等への参加

1 週間に一度、オフィスに所属する全員が出席を求められるミーティングに参加しました。弁護士がその時点で担当している事案について進捗状況や問題点を明らかにして、必要であれば助言を求めたり、議論したりします。お茶を飲みながら行うフランクな雰囲気での会議で、リラックスしながらも活発に議論している姿が印象的でした。

また、ある先生の担当している案件のビデオカンファレンスに参加いたしました。発言が求められる場合であってもインターン生であることを踏まえた質問であったため、臆せず自分の意見を発し、コメントをいただく機会を享受することができました。

Ⅲ レポート

1. オフィスについて

(1) 国際的な環境

10名程度の弁護士が所属しており、弁護士は競争法チームあるいはプライバシー・サイバーセキュリティチームに属しています。パートナー、カウンセラー、アソシエイトが同数程度で、受付の方がIT業務や秘書のような役割も務めています。弁護士資格者以外にもデータプライバシーのアドバイザーが在籍しており、弁護士とチームを組んで仕事をしていました。ビジネススペシャリストやマネジメント担当のスタッフの方がいらっしゃるオフィスもあると伺い、企業法務を扱う大規模な法律事務所の運営戦略の一端を見ることができたと感じています。

ブリュッセルオフィスはMcDermott Will & Emeryの中でも小規模なオフィスで、専門性の高い案件が集中しています。小規模であることに加えて、急に動き出す案件が多い業務分野ではないため、忙しさも他のオフィスとは異なっているようです。

オフィス内で2、3人のチームを組んで案件を担当することもある一方、他国のオフィスに所属する先生とチームを構成して仕事をすることも多いようです。実際に、インターン中は、パリオフィスの先生やNYオフィスのスタッフの方とメールやZoomで連絡を取り合ったり、導入研修ではロンドンオフィスとZoomをつないで講義をしていただいたりしました。全世界にオフィスのある国際的な事務所だからこそできる知識や経験の共有は非常に効率的だと思いました。また、Jacques先生は、パリ及びブリュッセルオフィスに在籍しており、1週間に一度は鉄道でブリュッセルオフィスに来るといった働き方をしているようです。地続きでパスポートなしに自由な往来が可能なヨーロッパならではの働き方だと驚きました。

インターン期間中には、休暇前のデュッセルドルフオフィス所属の先生が2日間事務所内のデスクを借りに来ることもありました。その際には、オフィスの垣根を超えた交流のため、所内にいた先生方とレストランやバーに行きました。休暇先でも仕事ができるオフィスがあるのは便利だと感じるとともに、全世界に仲間がいる環境に非常に魅力を感じました。

(2) 設備

一人に一つ個室が与えられており、相部屋はありません。固定のパソコンと持帰り可能なラップトップが支給されます。

大きな会議室は1つのみで、図書館はありません。以前は図書館があったようですが、競争法やセキュリティに関する事案を多く扱うブリュッセルオフィスはそもそも先例が見当たらないような案件を担当しているため、文献になっているものからリサーチする機会が少ないこと、事務所のアカウントがあればどこからでもアクセスできる電子書籍サービスがあることから、オフィス内の本棚はほとんど撤去されたそうです。

コーヒーマシンやウォーターサーバーのあるキッチンには、食器類や調味料がそろっており、冷蔵庫には自由にいただくことができるジュースや果物類があります。キッチンには大きめのテーブルがあるため、昼食時にはそこに集まって、買ってきたランチを一緒に食べて過ごしていました。

(3) 服装

基本的な服装はオフィスカジュアルです。もっとも、ジャケットを着ている方はほとんどおらず、襟付きの服装をされているわけでもないため、かなりカジュアルといえます。クライアントとのミーティングがある日のみスーツを着用します。金曜日はジーンズ着用で構わない日となっており、最もラフな格好で仕事をしています。

(4) 言語

複数言語を駆使することが当たり前での環境での業務は、英語でのインターンがはじめての私にとって非常に新鮮で刺激的でした。また、フランス語やオランダ語を履修した経験がなかったため、ブリュッセルでインターンをすることには不安がありました。しかし、オフィス全体で英語が使用されていたため、その点は大変有難い環境でした。

オフィス内では、基本的に全員が英語で会話をしています。オランダ語話者が4名、フランス語話者が3名、その他スペイン語等を母国語とする先生がいるため、全員の共通語が必然的に英語になるそうです。定例のミーティングも英語で行われます。これは、McDermottに限ったことではなく、複数言語が公用語として指定されているベルギー特有の事情でした。ベルギーにおいて英語を話せることは「ふつう」のことであり（例えば、小学校時代にオランダ語を話す子どもとフランス語を話す子どもが遊ぼうと思ったら英語でのコミュニケーションを試みなければならず、当たり前のように英語で話すことが求められるそう）、英語で仕事ができることは一定の職種につく場合には必要条件になるということです。

隣で英語での Zoom ミーティングが行われていると思ったら、あちらではオランダ語での相談があり、フランス語の指示が飛んでいるような環境に身を置くことはとても勉強になったとともに、私も日本語と同じレベルで法律業務を行えるような英語を身につけなければならないと一層身が引き締まりました。

2. 働き方

(1) 1 週間の働き方

月水金は原則としてオフィスワークとなっており、10時から15時まではオフィスで仕事をします。火木は、支給されるパソコンを自宅に持ち帰り、在宅ワークをします。オフィスは開いているので、クライアントとのアポイントメントやオフィスで働きたい人は、オフィスで仕事をすることも可能です。リモートワークは、コロナ禍の影響及び所内に子育て中の先生が数名いらっしゃったことから必要性が高まり、2020年に急ピッチで整備が進められたそうです。

月曜日10時から、オフィス内全員が揃うミーティングが行われます。そこでは、先週1週間で行った業務の内容や誰とどのような連絡をとっているかが報告され、業務の進捗状況の共有・透明度を高める工夫がされています。在宅ワークがメインの先生や新型コロナウイルスに罹患した方は、オンラインでミーティングに参加します。

オフィスワークの日は、15時頃になるとすぐにお子さんのお迎え等へ急がれる先生もいらっしゃいます。事務所で共有されている資料は、どこにいてもアクセス・閲覧することができるので、事務所にいなくても連絡が取れて仕事ができればよい、ワークライフバランスが大切という考え方が共有されていました。また、事務所で互いの交流を深めることを重要視している先生が多く、ランチタイムを1時間から2時間程度取り、事務所内のテーブルや近くのレストランでゆっくりと過ごすことも多かったです。

平均して週40時間のビラブルアワーで働いている先生が多いようでした。アソシエイトの先生は、リサーチや慣れない業務で当然長く働くこともあるけれども、眠れないほど忙しくなってしまった経験はないと話していました。ブリュッセルオフィスに限ってみる

と、先生方がワークライフバランスを非常に大切にしていच्छり、その実践がなされているオフィスだと感じました。

(2) バカンス

ブリュッセルオフィスでは1年間に1週間単位のバカンスを何回かに分けて取っているそうです。不在の期間でも案件は止まってないのだからメールにはすぐに反応できるように！と Jacques 先生がアソシエイトの先生に助言していましたが、まとまった休暇をとって、外国のリゾート地でゆったりと過ごしたり、新しい文化に触れたりする機会を各人が大事にしているところ、仕事を気持ちよく行うための休暇の重要性を全員の共通認識としているところをととても羨ましいと感じました。

3. インターン生として見たブリュッセルオフィス

今回は Trainee という立場ながら、ブリュッセルオフィスの先生方に非常にあたたかく迎え入れていただき、大変貴重な経験をすることができました。1か月を過ごした本オフィスは、仕事のオンオフがともしっかりとした、アットホームな事務所だと感じました。

オン時は、世界中のオフィスやクライアントからひっきりなしに電話がかかってくる、ミーティングをしたりと大変忙しく働いていच्छいます。先生方の日々の業務を拝見していて印象深かったことは、企業法務を扱う弁護士として働く際には競争法等の専門知識が豊富であることはもちろん、実務に明るいビジネスマンであることも重要であるということです。クライアントに対する先を見据えたビジネス戦略上の助言やマナーを心得た上での気遣いができるからこそ、クライアントとの信頼関係を築くことができるのだと学ぶことができました。

そして、オフ時のフランクさや心遣いには、4週間を通じて本当に助けられました。先生方は初日からとても優しく話しかけてくださり、ランチのタイミングの合う先生方と一緒に食事（時にはまったりと外食）をしながらベルギー人の生活や考え方（のいくつか）を教えてもらったり、日本人の働き方から恋愛観まで幅広く語ったりと、まるで学校生活のようなランチタイムを過ごしていました。また、誕生日の翌日には所内でケーキを振舞

ったり、手作りのクッキーを持ち寄って批評しながら食べたりすることもあり、近所の方とパーティーしているのかなと錯覚してしまうようなアットホームさを感じていました。私が英語でたどたどしく説明しているときも常におおらかな姿勢で聞いてくださり、受け入れられているという安心感を覚えました。こうした人間としての魅力・あたたかさも、多くの方と関係を築き、仕事をしていく上で大変重要な要素だと改めて実感いたしました。

IV 謝辞

今回は、ヨーロッパの法律事務所で多様なバックグラウンドを有する先生方と過ごし、ともに仕事をするという貴重な経験をさせていただきました。このような機会を与えてくださった、海外派遣プログラム運営委員の藤田友敬先生、川出敏裕先生、後藤元先生、手続等で何度もお世話になりましたオルテガさま、ご支援をいただきました AGC 株式会社、住友商事株式会社、三菱商事株式会社の皆さまに心より御礼申し上げます。

また、インターン生として受け入れてくださった McDermott Will & Emery 法律事務所の Jacques Buhart 先生をはじめ、より多くの経験を得ることができるよう常に配慮してくださったブリュッセルオフィスの先生方、スタッフの方、そして、派遣前から相談し合い、親身になって助けてくれた友人たちに心から感謝申し上げます。

今回の素敵な経験をきちんと自分の糧とし、享受できたものを社会に還元できるような一市民となれるよう、今後とも日々精進して参ります。





ブリュッセルオフィス受付
事務所の目の前にあるサンカントネール公園

海外派遣プログラム報告書

I 概要

- ① 氏名：山我直義
- ② 派遣先：McDermottWill&Emery 法律事務所 Paris オフィス
- ③ 派遣期間：6月13日から7月13日

II 業務内容

大きく分けると翻訳の仕事と実際の案件についての仕事に分かれます。翻訳の仕事はオンラインでナカムラ様からご連絡をいただいてやっていました。実際の案件についてはParis オフィスに松本先生がいらっしゃったので松本先生からアサイン



していただきました。松本先生は東大ロースクールのOBということもあり、さまざまなお話をしていただき、非常に心強かったです。案件は基本的には日本企業のクライアントに関するものでした。以前まではおそらくジャック先生が担当なさっていたと思うのですが、今年は松本先生に担当していただいたので、日本語が通じる安心感がありました。また、バカンスのメインシーズンと被らなかつたこともあり、毎日松本先生はオフィスにいらっしゃったので、直接お話をしながら、案件の細かい情報をアップデートしていただいたりしていただきました。Paris オフィスの使用言語はフランス語がメインとなっていて敷居が高いように思われるかもしれませんが、松本先生をはじめとして日本語がしゃべれる方が何人もいますのでサポートは非常に手厚くしていただきました。

1. 日系企業へのプレゼンテーションの翻訳

まず依頼を受けたのは、日系企業へのセミナーで利用されるケーススタディーのスライドの翻訳でした。日本に滞在している間から、課題をアサインしていただいたので、どのような仕事をパリに行ってからするかがわかり、インターンのイメージをすることができたのはよかったです。

主なテーマはアメリカにおける民事訴訟の手続きについてのものであり、有名な判例をベースに説明していくものでした。恥ずかしながら、アメリカの民事訴訟に明るくなかったので、一生懸命翻訳をしようとしたのですが、日本とアメリカの民事訴訟の制度の違いによって、翻訳がうまくできないところがありました。アメリカの民事訴訟の制度について十分な理解ができていないと、文法的には理解ができたとしても、完全には文章の意味が分からないことを痛感しました。

よりよい弁護士として活躍していくためには日々様々なことについて勉強をして学んでいく姿勢が重要であることを感じました。より一層、英語や各国の法制度について勉強しようと思いました。

2. 弁護士のバイオグラフィーの翻訳

翻訳業務については、アメリカのオフィスにいらっしゃるビジネスディベロップメントのナカムラ様からご連絡いただきました。ナカムラ様はマクダーモットの日本会をサポートしている方です。マクダーモットの事務所全体としても、日本への関心が高くビジネスディベロップメントが中心となって、コロナ以前は日本でセミナーを行っていたと伺いました。

ナカムラ様からは Zoom をつかってオンラインで仕事を頼まれました。主としては、弁護士のバイオグラフィーを日本語にするものでした。基本的にはアメリカの弁護士のバイオグラフィーを翻訳していました。ホワイトカラー犯罪や労働組合の案件など、日本ではあまりなじみの内容な内容を翻訳することが非常に多く、法制度の違いについて触れることができたのはよかったです。日常では利用することのない法律用語の英語を勉強する機会となり、英語のレベルアップをすることができてよかったです。

3. 日本法関連のリサーチ

日本企業のクライアントの案件クロスボーダーMA を行うにあたり、日本法に関連するリサーチを行いました。具体的には金融商品取引法や保険法についてのリサーチを行いました。日本クライアントを有していれば当然日本法がかかわってくるのは当然であるのですが、渡航前は日本法にかかわることはないと思っていたので、フランスの事務所においても日本法のリサーチが必要になることにまず驚きました。

ただ将来的に日本の法律事務所で働くことを考えると、日本法についてのリサーチの課題をいただけることは非常に貴重な体験となりました。このプログラムについて様々な意義があると思いますが、自分が弁護士として働いたときと同じ環境で仕事をする経験というのは非常に価値の高いものだと感じました。

4. 会議の参加

実際に様々な会議（クライアントとの会議、インターナルミーティングなど含め）に参加させていただきました。フランス語のみの会議もありましたが、ほとんどは英語であり

参加することができました。また、日本のクライアントに関するものでは、日本語で行われるものもありました。パリにいても日本語で会話をするということに驚愕しました。

会議の多くは日系企業のクロスボーダーMA 関係のものでした。一か月という短い期間しかいられなかったため、案件のクロージングまで見ることはできませんでしたが、クライアントと会議をおこない、所内でインターナルミーティングを行う様子を間近で見ることができ、実際に自分が弁護士になったらどのように業務を行うのかイメージすることができて非常に有意義でした。

MA 関係の会議においては、子会社の経営を行っている人や相手方のリーガルエキスパートの人とおこなわれていました。ロースクールの授業でも交渉をしたことがあったのですが、実際の案件での会議は緊張感がすさまじかったです。様々な国の方がいらっしやったので、なかなか国ごとの訛りを聞き分けることができず大変苦勞しました。実際に交渉の場を見ることができるのは、インターンをしなないとなかなか得られない経験だったと感じました。

5. 契約書のレビュー

クロスボーダーM&A の DD の中で日本法が準拠法の契約書（英語で書かれていました）があるということで、初めて契約書をレビューしました。実際に本物の契約書を見る機会さえ今までなかったので、様々調べながら契約書の読み方を勉強しながらレビューしました。

実際にレビューをしていく中で、どのような目的で条項が入れられていたり、文言が工夫されているかがわかりました。いままで様々な授業で扱ってきた日本語の契約書の知識が、英文の契約書でも行かせることが分かったのは大きな収穫でした。

6. 記事の選定

日本の企業向けのニュースレターを毎年二回作成しているとのことで、その記事を選定するのをお手伝いさせていただきました。どのような事柄について、企業が関心を寄せて

いるのかはあまり考えたことがなかったので、記事を選定する基準があまり思い浮かばず苦勞しました。

ニュースレターの選定も弁護士の仕事であることを初めて知り、弁護士の仕事には様々なことがあることを再認識しました。大きい事務所であっても常に新しいクライアントを獲得しようとする取り組みをしていることを認識しました。

7. 過去の案件の閲覧

このセクションについては仕事の内容というよりは、松本先生のご厚意で興味分野にふれる機会をいただいたものです。過去に扱った案件についてメモランダムや契約書などを拝見させていただきました。自分はキャピタルマーケットに関心のあることから、資本市場に関連する資料を見させていただきました。日本にいたら絶対に見ることのできない資料を見ることができました。

ブリュッセルオフィスは基本的には独禁法にかかわるものが多いです。他方、様々な分野の案件が Paris オフィスにはあるおかげで様々な分野の案件に触れることができ、お願いすれば資料を閲覧できると思います。このような点でも Paris オフィスは魅力があるよ



うに感じました。

III レポート

(派遣先で得た知見、印象を受けたこと、研修で学んだことなどを自由に書いてください。)

・語学について

毎日ネイティブのフランス語を聞くことができた環境は、非常に得難い経験となりました。パリオフィスは基本的に会話や所内のメールなどではフランス語が利用されていました。弁護士の皆さんをはじめとして働かれている人々は皆、英語もお上手で英語とフランス語のバイリンガルであること前提となっている環境でした(それ以外にもドイツ語、スペイン語や中国語など、トリリンガル、マルチリンガルの弁護士の先生もいらっしゃいました)。大学一年生のときにフランス語を第二外国語として5年前に学習していたものの、ビジネスには到底至らないレベル(自己紹介や挨拶がcaろうじて出来る程度)でした。フランス語検定三級は取得しましたが、ビジネス用語をほとんど知らなかったのでリスニングはかなり難しかったです。いくつか出席させていただいた会議はフランス語のみのものでありました。なかなか話の内容は細部までわからず話題が何かを把握するのが精一杯でした。

仕事でメインで利用するのは英語でした。様々なリサーチや、外国人の先生などのやり取りは英語で行いました。参加させていただいた会議の中で様々な国の子会社とミーティングをしたのですが、様々な国のなまりのある英語に衝撃を受けました。今まで日本にいる間は、ネイティブスピーカーか日本人の英語しか聞くことはなかったのですが、初めてインターナショナルな英語を聞くことになりました。幸い、パリオフィスの方の英語はフランス語の発音を知っているからか、あまり違和感なく過ごすことができましたが、南米系や東欧の方が話す英語は少し聞き取りにくく大変苦労いたしました。自分の英語力のなさを痛感する良い機会となりました。

・フランスの弁護士就活事情

フランスでは日本に比べ、インターン生が実際に案件に本格的にかかわって活動していて充実しているように感じました。事務所全体としてもインターン生が案件を回していくことを前提として考えていました。またインターン生であっても働いた時間に応じてクライアントにチャージをすることができるようになっており、日本の一週間程度のインタ

ーンとは全く異なる雰囲気であることを感じました。McDermott のインターンでは6か月間働くことになっているインターン生が多かったです。1月と7月にインターンが始まるので、ちょうど双方のインターン生と会うことができました。7月から始まった人達とはよくご飯を食べに行ったり様々なお話をしたり貴重な時間を過ごすことができました。

ほとんどのインターン生はフランス人でした。数人はフランス語が非常に上手なフランス以外の国籍の人がいる程度でした。インターン生同士の会話はフランス語で行われていたので、下手なフランス語で話しかけるか、英語で話していました。

多くのインターン生は将来的には企業法務にかかわりたいと考えていました。就職先としてMcDermott を考えている人もおり、高いモチベーションでインターンに取り組むことができる環境でした。また一度事務所に入所してしまうと、セクションごとにリクルート活動を行っている所もある関係で、そのチームのプロフェッショナルになる場合が多くなってしまいます。ですので、様々な分野を実際に経験を積んで、自分との相性を決定するために多くの事務所を回っている方もいらっしゃるらしいです。日本では、入所してから専門分野を決めることと頃の方が多いいことを考えると、より弁護士の専門化が進んでいることを感じました。

・バカンス

様々な年度のプログラムの報告書でも書いてあることですが、フランスではバカンスの文化があります。3週間ほど南仏やアルプス山脈のほうに行かれることが多いらしいです。日本はコロナの影響で旅行に対するハードルが完全に下がり切っていないような雰囲気ですが、ヨーロッパはそのようなことはなく皆さんバカンスに行かれるようでした。

私は7月の下旬までしかいなかったのですが、事務所でバカンスに行かれた人はあまり見かけませんでしたが、ジャック先生はバカンスに行かれていました。ただ案件がまだまだ動いている時期だったのもあり、バカンス先でオンライン会議に出席して仕事をなさっていました。8月がバカンスとしてはピークになるらしく多くの弁護士がお休みするようですし、案件もストップするらしいです。お盆休みといっても一週間ほどしか休めない日本と比べると非常にワークライフバランスを重視したよい文化だと感じました。

IV謝辞



最後になりますが、このような貴重な機会を与えてくださった藤田先生、川出敏裕先生、後藤先生、手続などでたくさんのメールをしていただいたオルテガ様そして寄付をいただいた AGC 株式会社、住友商事株式会社、三菱商事株式会社の皆様に心から感謝を申し上げます。また、インターンを受け入れてくださった McDermott Will & Emery 法律事務所の

Jacques 先生や松本先生をはじめ、パリオフィスの先生方、スタッフの方々、その他ご支援いただいた皆様 に心より御礼を申し上げます。

海外派遣プログラム報告書（金・張法律事務所）

令和4年度修了者 完山 聖奈

1. 概要

(1) 自己紹介

氏名：完山 聖奈（かんやま せいな）

2020年入学（法曹養成専攻・既修コース） 2022年修了

参考のために、簡単に語学力について記載しておきます。

・英語：TOEFL iBT 94, TOEIC 930

スコアは全てロー入学前に取得したものであり、ロー在学中には授業以外で英語に触れる機会はほとんどありませんでした。韓国籍の学生はアメリカやイギリスの大学

/ロースクールに通っており、彼らの英語力の水準は非常に高いものでした。私の場合、韓国語を話すことができないため、彼らと対等に課題に取り組むためには、せめて英語くらいはもっと力を付けておくべきであったと、インターンが始まってすぐに後悔しました。

・韓国語：スコア等はなし

司法試験後に2-3週間勉強したものの、ハングルが読め、数十個の単語やフレーズを聞き取り、話すことができる、自己紹介ができる、といった程度でした。そのため、飲食店での注文等日常生活で困ることはあまりありませんでしたが、事務所での業務に活かせるレベルにはもちろん到底達していませんでした。

(2) 派遣先について

事務所名：Kim & Chang 法律事務所（金・張 法律事務所）

Kim & Chang 法律事務所は、1973年に設立された、韓国では最大規模の事務所です。日本のビッグファーム（いわゆる五大大事務所等）の2倍以上の弁護士（約1700人）が所属しています。The Global 200という格付けにおいても、韓国のローファームで唯一100位以内（53位）にランクインする等、アジアだけでなく世界中でトップファームとして認識されている事務所です。<https://www.kimchang.com/jp/main.kc>

(3) 派遣期間について

派遣期間：2022年6月29日～8月1日

- ・6月29日（水）：日本出国（ソウル到着）
- ・7月1日（金）：1時間程度のオンラインでのオリエンテーション
- ・7月4日（月）～7月8日（金）：事務所執務
- ・7月11日（月）～7月15日（金）：リモートワーク
- ・7月18日（月）～7月22日（金）：事務所執務



・7月25日（月）～7月29日（金）：リモートワーク

・8月1日（月）：韓国出国（日本到着）

コロナウイルス感染症対策のため、インターンは隔週で事務所執務→リモートワーク→…という形態で行われました。

2. 業務内容



(1) インターンの概要

Kim&Chang は、インターン生を国内外から多く受け入れており、同時期には40人弱程度の学生（韓国籍の海外留学生/外国籍者）が集まっていました。学生一人ひとりにMentor 一人が割り当てられ、課題は主に自己の興味・関心分野、語学能力に応じてアサインされます。日本のサマクラのように、学生用に用意された模擬交渉資料や過去に扱った案件の契約書等が配布されるのではなく、まさに現在進行形の案件に関わる課題が割り当てられる点に特徴があります。

私は、JP チーム（日本法を扱ったり日本企業をクライアントとするチーム）への配属となり、同チームの先生（朴惠源 Park Hye Won 先生）にご担当いただきました。朴先生は、西村あさひ法律事務所で勤務されたご経験もあり、日本語を流暢に話され、日本語でコミュニケーションをとることがほとんどでした。

日本のサマクラとの共通点も多くあり、先生方との食事、全員で参加する業務説明等のセッションが設定されており、さらに希望者には個別面談の機会が用意されることもあります（(3)にて詳述）。また、インターン生3～4人で一つの大部屋に各々のデスクが用意

され、一緒に過ごす時間が多いため、インターン生同士で食事に行ったり、週末を一緒に過ごしたりすることもありました。

(2) 個別の課題について

1か月の間に、以下の通り3つの課題に従事しました。韓国語を話すことができ、またアメリカの判例リサーチにも慣れているインターン生たちは、ひっきりなしに課題を与られていましたが、そうでない私には仕事が全くない時間もあり、その間は事務所イントラネット内のレポート閲覧等に充てていました。

ア. 資金決済法についてのリサーチ

資金決済法は、いわゆるプリペイド型の決済手段（「前払式支払手段」）について規定している法律です。課題の内容は、前払式支払手段及びその「発行」について法的性質をリサーチせよ、というものでした。注釈を参照するよう求められましたが、その週はリモート勤務であり、事務所図書館等を利用することができず、インターネットで見つかった論文を参照して英語でリサーチメモを書き上げました。これまで検討したことがなかった有価証券について調べたり、一方で慣れ親しんだ民法の法概念（更改や債権譲渡等）が出てくることもあったりと、大変勉強になりました。

イ. 日本の契約法についてのリサーチ

主に英国契約法を準拠法とした国際仲裁分野における主要な論点について、日本法の場合にはどのような議論が展開されているのかを検討し、英語でリサーチメモを作成しました。検討にあたっては、英国の判例や日本法にはない法概念について知ることができ、興味深かったです。

ウ. こども基本法についてのリサーチ

2023年4月施行予定である、日本のこども基本法について、制定の背景及びその内容を英語でまとめるという課題でした。日本では従来こどもの権利保護が不十分であったことや、権利実現のために現在どのような取り組みがなされているのかについて知ることができ、良い機会となりました。

(3) 全体セッションについて

インターン生全員に向けて、Zoomセッションが週に1度程度用意されました。同セッションでは、知財チームや経済制裁チームの業務説明を受けたり、Kim&Changで勤務されている外国人弁護士の方のお話を伺ったりしました。

(4) 面談・食事の機会について

事務所に出社する週は、ほぼ毎日といってもいい程、非常に多くの面談・お食事の機会を設定していただきました。Mentorの先生だけでなく、日本チームの様々な先生方とお食事をさせていただき、韓国文化、韓国の法曹事情、日本のクライアントとの仕事でのやりがいや苦勞、日韓両国の関係性等、多岐にわたるお話をうかがうことができました。

さらには、日本チームの先生方以外にも、私の興味分野である国際仲裁分野でご活躍なさっている先生ともお話させていただきました。それをきっかけとして、前述したように、仲裁分野に関連した課題を割り振っていただくこともありました。

特に、日本チームの先生方からは、日本の事務所と仕事をする機会は非常に多く、将来一緒に仕事をする日を楽しみにしている、と仰っていただきました。このように、インターンは、課題を通じ、法的知識や英語力・リサーチ能力について、自己研鑽に励む機会であることはもちろん、同時に、将来のビジネスパートナーとのネットワーキングのための機会でもあります。先生方とお食事や面談の機会を通じて、「人とのつながり」という貴重な財産を手に入れることができましたと思います。

3. レポート

(1) インターンを通じて得られたこと

ア. 日本法についての理解

インターン中には、前述したように日本法についてリサーチをすることが多く、司法試験科目以外の法律について理解を深めることができました。

イ. 他国の契約法についての理解

課題に取り組む中で、主にイギリス (England/Wales) の契約法と日本の契約法を比較検討する機会がありました。契約の成立にあたって Consideration が必要とされている点、損害に対する救済方法には Common Law によるものと Equity によるものがある点等、契約法分野における、英米法と大陸法のおおまかな相違点について学ぶことができました。

ウ. リサーチメモの作成スキル

あるテーマについて検討し、1つのリサーチメモを書き上げる、というスキルは、法律家として必要であるにもかかわらず、ロースクールや日本のサマクラではなかなか磨くことが難しいものです。一方で、アメリカのロースクールでは、実務に近い形でリサーチメモを作成する機会があるようで、アメリカのロースクールに通う他のインターン生からメモの作成についてヒントをもらうこともありました。何度かメモを作成するなかで、簡潔で、かつ要点をついたメモにするにはどのような点に気を払うべきか等を学ぶことができました。

(2) 印象に残ったこと

ア. 日韓両国のつながりの深さ

日本国内では、ニュースで日韓関係の悪化について取り上げられることも多いですが、実際に韓国に1か月滞在してみて、日本に対して好印象を持っている方の多さに驚

きました。韓国籍のインターン生の多くは、日本に大変興味を持っており、日本文化、観光地について質問されることがよくありました。

Kim&Chang の JP チームにも、多くの弁護士・スタッフが在籍され、日本の大手事務所への研修を経験されておられる先生方が多くいらっしゃいました。

イ. 韓国における日本法務の特徴

韓国では、政権ごとに、対企業への規制内容・厳格性、対日本方針が大きく変わることがあり、日韓間での取引特有のリスクが存在しているといえます。先生方との面談の際には、不買運動が行われていた時期には日本企業の撤退が相次ぐ等によって、日本法務にも多大な影響が出たとの話をうかがいました。

ウ. 語学強化の必要性

前述したように、他のインターン生は少なくとも2か国語はネイティブレベルに話すことができ、悔しい思いをすることもありました。将来彼らと戦っていくには、語学力をさらに磨いていく必要性があると強く感じました。

4. おわりに

私は、東大ローでの2年間、ほとんどの授業・サマクラには、広島にある実家からオンラインで参加しました。そのため、渡航前は、司法試験を受け、就職活動も終えたにもかかわらず、弁護士は実際どのような働き方をしているのか、自分と同世代の仲間たちは将来何を目指し、どのようなキャリアプランを描いているのか、という点については具体的なイメージをつかめていませんでした。しかし、インターンを通じて、多くの先生方が働く姿を目にし、それぞれ夢を持って様々な国から集ったインターン生たちと出会い、自分は法律家としてのこれからの人生をどのようにして過ごしていきたいか、深く考えることができたように思います。この1か月で得た学び、そして、目標に向かって前に進んでいこうという気持ちを忘れず、さらに努力したいと思います。

このような貴重な機会を与えてくださった、藤田友敬先生、川出敏裕先生、後藤元先生、オルテガ様をはじめとしたビジネスローセンターの皆様、派遣先の Kim&Chang 法律事務所の皆様、ご支援を賜りました AGC 株式会社、住友商事株式会社、三菱商事株式会社の関係者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

海外派遣プログラム報告書

I 概要

- ① 氏名：南 若葉
- ② 派遣先：Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所 ブリュッセル オフィス
- ③ 派遣期間：2022 年 7 月 2 日～2022 年 7 月 29 日

II 業務内容

私は、ACT (Antitrust, Competition, and Trade) チームに所属し、EU 競争法に関する業務を行いました。事務所では、研修生一人に対して、buddy のアソシエイトの先生が一人ずつつきましたが、必ずしも buddy の先生から課題が振られるわけではなく、アシストが必要なアソシエイトの先生から、ランダムに課題が振られました。Buddy の先生は、質問や分からないことがあった際に答えてくださいました。研修生はパートナーの先生と一緒に仕事をする機会はありませんでした。競争法チームの業務は基本的に英語で行われていました。

以下では、私が行った業務の中で特に印象に残っている業務について紹介します。

- ① ある案件について、ベンチマークの価格操作に関するカルテル事件に関する調査を手伝いました。具体的には、当該事案における適法な取引行為と違法な取引行為を判別するために、ベンチマークの価格操作に関する関連判例を調査し、関連判例において、当事者間のやりとりが、いかなる場合に価格操作に関連する違法行為あるいは適法行為と判断されたか、また裁判所が、いかなる範囲の行動であれば適法と判断しているか、調査しました。

EU 競争法の判例を調べるのは初めてだったため、欧州委員会の判断が欧州司法裁判所に控訴されたかどうか調べる際に、欧州委員会の下でのケースナンバーと裁判所のケースナンバーが異なることを知らず、初歩的なことから苦戦しましたが、最終的には、

CURIA や EU Commission など EU 競争法のデータベースも使いこなすことができるようになりました。

② 企業結合届出を複数の当事者に提出するにあたり、各当事者に対する機密情報を分類し、提出する書類の編集を行いました。

③ その他

研修の最初の週は、4 時間にわたる IT Training を受け、Word や Excel, PowerPoint の事務所規定の様式での作成方法や、クライアントメールの書き方、クライアントとのミーティングの録音の仕方等、Freshfields のアソシエイトになった際に求められる基本的なスキルについての研修を受けました。講習の後は、各項目についてのチェックテストを通して講義で学んだスキルを実践しました。プロフェッショナルロイヤーとして当たり前を使いこなさなければならないスキルを習得することができたことは大変良い勉強になりました。

III レポート

1. 事務所について

Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所は、ヨーロッパ、北米、アジア、中東にある世界 29 都市にオフィスを有し、世界で最も歴史のあるグローバルな法律事務所の一つです。ロンドンに本拠地を置く大手法律事務所のマジックサークルのメンバーでもあります。全世界から 2800 人以上の弁護士が所属し、業務分野は、コーポレート、M&A、訴訟、独占禁止法・競争法、ファイナンス、IP、不動産、税務、労働法と多岐にわたります。

ブリュッセルオフィスには、約 20 カ国から約 90 人の弁護士の先生が所属しています。

私が所属していた ACT チームは、競争法分野においてはブリュッセル最大級の規模を誇るチームであり、ヨーロッパで競争法分野を牽引しています。複雑な M&A 取引、市場構造、反トラスト調査、訴追リスク等についてについて、競争法の側面から最先端のアドバイスを提供しています。

ブリュッセルには、EU 競争法の執行機関である経済省競争総局 (Directorate General for Competition) 及び競争評議会 (Competition Council) の本部があるため、競争法の中心都市として世界中の競争法関連の案件が多く集結し、競争法専門の弁護士も世界中から集まっています。

2. 印象を受けたこと

ベルギーの公用語はフランス語とオランダ語とドイツ語ですが、ほとんどの先生方はいずれかの言語に加えて流暢な英語を話していました。競争法チームの先生方は基本的に英語で仕事をしているため、私も全て英語で業務を行いました。競争法案件を扱う上では、英語を話せれば仕事上支障はないように感じましたが、コーポレートチームや訴訟チームで仕事をするには、フランス語かオランダ語のいずれかの読み書きができないと、ベルギーで働くことは難しいように感じました。

また、ベルギーは周囲をドイツ、フランス、オランダ、ルクセンブルクに囲まれ、海を挟んでイギリスの隣に位置し、欧州各国を結ぶインターナショナルな都市であることから、様々な国の出身の先生や異なる国の弁護士資格を有する先生が多くいらっしゃいました。特に競争法チームには、イギリス、フランス、アメリカ、トルコ、イタリア、オーストリア、ドイツ、アイルランドの弁護士資格を有する先生方がそれぞれいらっしゃり、非常に多様なバックグラウンドを有する弁護士が集まっているのが印象的でした。事務所全体がオープンでコスモポリタンな雰囲気であるため、とても居心地が良かったと感じました。日本の法律事務所では、日本の弁護士資格を有している弁護士の先生が大半を占め、外国法弁護士が携わることができる案件は限られている印象を受けますが、ブリュッセルで競争法の案件に携わるためには、必ずしもベルギーの弁護士資格を有している必要はなく、国籍を問わず働くことができることは非常に魅力的であると思いました。

研修中は何度か所内ミーティングや勉強会に参加する機会があったのですが、ロンドンオフィスやパリオフィスの先生方も含めた100人規模のミーティングをTEAMSで行っていました。また、多くの案件は複数国の当事者を含む国際的な案件であるため、Freshfieldsのパリオフィスやロンドンオフィス、北京オフィスなど他国のオフィスと協業する機会が多くあるとのことでした。

3. 働き方について

ヨーロッパでは多くの方が7月~8月の間に2週間程度のバケーションを取得する文化があるため、ブリュッセルオフィスでも大半の方が7月中旬あたりから休暇をとっていました。そのため、7月中旬以降は、オフィスが閑散としている時もありました。また、コロ

ナ禍において在宅勤務が主流となったことから、7月以前からオフィスに出所する人は少ないと聞きました。私が研修に参加していた時期には、オフィス勤務をしていた先生方のほとんどが午前10時~11時頃出所され、19時頃に退所されていました。帰宅後は在宅勤務をされている先生もいらっしゃる、勤務態様がとてもフレキシブルで長く働き続けることができる環境であると思いました。

4. 他のインターン生との交流

私が研修に参加した時期と同時期に他のインターン生が7人参加していました。ベルギーでは、日本の司法試験のようなものではなく、大学で法学士号を取得すれば研修弁護士となり、その後、法律事務所で経験を有する弁護士の指導の下、実務経験を3年積みば正式に弁護士になることができます。他のインターン生には、ベルギーの大学で法学士号を取得した学生やドイツの司法試験に合格した学生がいました。ベルギーでは、大学卒業後すぐにアメリカにLLM留学する人が多いようで、Freshfieldsでの研修後に渡米する学生が何人かいました。日本の渉外法律事務所では、実務経験を4,5年積んだ後にLLM留学に行く弁護士が多いですが、ベルギーでは実務経験を積む前に留学をしていることが就職活動においても考慮されるそうです。

5. 感想

今回、初めてベルギーを訪れ、1ヶ月間の海外での一人暮らしを経験し、慣れないことや困難なこともありましたが、それ以上に実り多い、非常に充実した日々を過ごすことができました。

私は、ブリュッセルに到着した翌日に体調を崩してしまい、現地の病院で診察を受け、研修の最初の週は在宅勤務をしました。海外で病気になり、不安もありましたが、オフィスの人々が様々な配慮やサポートをしてくださり、その後の研修はスムーズに復帰することができました。

また、他のインターン生とは毎日ランチタイムや業務後にコミュニケーションをとり、親交を深めることができました。週末はベルギー人の研修生達にブリュッセル郊外のブルー

ジュヤгент、アントワープを案内してもらうことができ、とても良い思い出になりました。

私は、司法試験の選択科目は経済法ではなく、独占禁止法や競争法は、ロースクール3年次の夏休みに行われた2日間のオンラインサマープログラムを履修した際に触れただけであり、基本書を独学で数冊通読した以外にはきちんと勉強したことがなかったため、研修前は自分の知識不足に不安を感じていました。しかし、研修が始まると、この機会を最大限活かしたい、との思いから、自分から積極的に行動するように心がけました。競争法チームの先生方には、私がサポートできることが何かあれば何でも声をかけてほしい旨アピールし、分からないことがあった時は、恥ずかしがらずに質問するようにしました。将来、弁護士になった時には、馴染みのない法分野についてのリサーチを頼まれることも多いと思うので、今回の研修で実際に動いている案件に関してリサーチをしたことは、大変良い訓練になりました。また、複雑な国際的な案件を導くためには、英語力をより鍛えなければいけないと感じ、今後の英語学習のモチベーションになりました。

IV さいごに

今回の研修では、海外のトップローファームの働き方や雰囲気、求められる能力を知り、国際的な舞台で海外の弁護士と対等に闘える弁護士になるために今後自分がどのように成長していくべきか考える大変貴重な経験となりました。

最後になりますが、この研修の実現にご尽力いただいた Simon Vande Walle 先生、海外派遣プログラム運営委員の藤田友敬先生、川出敏裕先生、後藤元先生、ビジネスローセンターのオルテガ・マリア様に心より感謝申し上げます。そして、本研修を資金面で支援してくださった AGC 株式会社、住友商事株式会社、三菱商事株式会社の各企業の皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。



ブリュッセルオフィスの個室



グラン・プラス



ブルージュ



ブリュッセル最高裁判所

海外派遣プログラム報告書

I 概要

- ①氏名：野本まあ耶
- ②派遣先：NautaDutilh Amsterdam
- ③派遣期間：7/1-29



II 業務内容

1. Share pledge

最初に所属した Banking&Finance グループではこの時期あまりインターン生用のアサインメントがないとのことで、ファイナンスの契約書に目を通して雰囲気を探る目的でドキュメントを読ませていただきました。株式質に関する契約で、学生としてあまり馴染みのないものだったので日本法における取り扱いについても考えてみる良い機会となりました。オランダ法では株式を質入れするには公正証書に拠らねばならないという点は新しい発見でしたし、株式と議決権を切り離して移転するというようなことは考えたことがなかったので、実務的で新鮮でした。

2. 債務引受

グループ会社間の債務引受をどの方法で実行するか検討してドラフトを作成する、というアサインメントもありました。具体的な契約書に照らして代位、更改、契約上の地位譲渡などの方法から適切なものを提案しドラフト作成するところでしたが、連帯責任かどうか重要なのではないかということになり、この点クライアントに確認を取っている間に Finance グループ所属期間が終了したためここで終了となりました。



3. 租税回避対策の新法 ATAD3

Shell company, mailbox company といわれる実態のない会社を設立し租税回避するスキームが頻繁に用いられて来たことにヨーロッパ全域で対処する、Anti Tax Avoidance Directive の第 3 版が昨年公表されました。2024 年の施行に備えるための

リサーチとして、対象となる会社や shell company かどうかの判断基準 (Gateways) 、shell と判断された場合にどのような義務が課されるか、報告義務に違反した場合の制裁等についてまとめました。また、EU に本社があるがアメリカ市場に上場されている会社の場合も適用対象となるか、適用対象になるとして報告義務が課されるか、といった点についても検討しました。先生との議論も経た結果、現時点での結論として EU 圏内に本社があり EU 内で課税される以上、上場先の市場に関わらず ATAD3 の適用対象となり、報告義務も課されると考えるのが妥当だろうということになりました。

4. BEPS Pillar Two と Innovation Box

オランダ租税法には Innovation Box という独自の制度があります。これは会社が自社で開発した特許など無形資産を保有する場合に、所定の手続きを経ればそこから得られる収益について法人税率が 9%に軽減されるという優遇措置で、オランダにおける技術開発を促進するため設けられたものです。しかし昨年末公表された BEPS Pillar Two が来年以降施行された場合に、加盟国内で法人税の最低税率を 15%にすることとなればこの制度が当然に機能しなくなるのではないかという問題があり、この点についてリサーチしました。検討の結果、Pillar Two が世界的なデジタルエコノミーの発達を受けて制定されたものであることに鑑みると、オランダ法上 Innovation Box 適用対象かつ Pillar Two 枠外 (枠内であれば最低 15%に top-up 課税されることになる) 、かつデジタルエコノミーに関係しない技術については、施行後においても 9%の優遇税率適用の余地はあるのではないかと考えま

した。DX化が急速に進む現代においてデジタルエコノミーに関連しない技術がどの程度開発されるかという点は疑問ではありますが、担当の先生は良い考察だねと褒めて下さいました。世界的な租税回避策の動向については今後も引き続き注目していきたいです。

Ⅲ レポート

1, 事務所での過ごし方

まず、担当の Teun 先生はじめ事務所の皆様がとても親切でフレンドリーな方で、毎日楽しく過ごさせていただきました。初日 Teun 先生とお会いしたとき、Nauta は日本との取引が多い事務所ではなくオランダ法が主なので仕事を与えるというよりも基本的に我々がどういう感じで働いてるのか見てもらうのと、せ



かく来たんだからオランダ生活を楽しんでほしい、と言って下さり、特に仕事がないときは day-off をとって観光するのも absolutely fine とのことでした。こちらは美術館等の観光スポットも 17 時や 18 時にほぼ閉まってしまうので、事務所の帰り(原則 17 時終業)だと行けないものが多く、時には day-off を有意義に活用させていただきました。

私は最初の 2 週間 banking&finance のフロアにおり、次の 2 週間は tax フロアに移動し基本的に所属グループの人たちと行動を共にしました。仕事探しはグループにメール一斉送信し、私に適したアサインメント(オランダ法知識が必須でない英語案件)があれば送ってもらうという流れです。

毎日 14:30-15:00 の student coffee、毎週木曜の student lunch といった他グループ所属のインターン生と交流する機会があり、毎週木曜夜にはオランダ特有の borrelen という事務所全体のカジュアルなパーティーのようなものがありました。これらは完全自由参加なので心理的に参加を強制されることもなく、気軽に楽しむことができました。オランダ語が話せないのはほぼ私だけにもかかわらず、皆英語が堪能なためコミュニケーションの点で問題はありませんでした。もちろん母国語であるオランダ語の会話が飛び交うこと

もありましたが、何の話か教えてくれたりするので助かりました。インターン生と話す中で、オランダと日本の法曹制度の違いやインターンの種類や期間等も日本とは全く異なることを知り、興味深かったです。

2, 事務所の雰囲気

日本の大手事務所と違うと感じたのは、人間関係がフラットなところですか。グループの規模等にもよりますが、Banking&finance グループでは弁護士も秘書もパラリーガルもどの机を使っても良い環境で、ランチも混ざって仕事以外の話をするので最初誰が弁護士でスタッフかの区別も全くつかない程でした。

先生同士はパートナーもアソシエイトもファーストネームで呼び合い、お互いにプライベートの話もしていてフレンドリーな印象を受けましたし、服装やアクセサリに関してもかなり自由でした。ランチやディナーの際は好きなアーティストのコンサートの話やホリデーの話、ジョークなどで盛り上がる一方、仕事の時間になると切り替えて集中するといったようにオンとオフの切り替えが早く、仕事をする上で自分も見習いたいと思いました。

3, 食事



全て無料で利用させて頂くことができました。

事務所のレストランでは毎日異なるメニューが並び、肉や魚、野菜など栄養バランスも考えられたもので滞在中の重要な栄養源になっていました。また、オランダらしいメニューやデザート、スムージーなども毎日日替わりで、見た目だけでなく味もおいしく、ランチの時間が毎日楽しみでした。事務所内での飲食は Teun 先生のご厚意で

4, 働き方

コロナ以降、仕事の仕方がよりフレキシブルになったようで、基本は週3出所することになっているが強制ではなく、金曜はほぼ週末なので出所しないという先生も多かったです。書籍もオンラインで見ることができるため在宅でも問題ないそうです。お子さんの行事に参加したり送り迎えのため午後は在宅にする、といった会話やホリデーの家族旅行の話なども日常的に聞かれることから、仕事と家庭を両立し家族を大事にする理想的な働き方だと思いましたし、ワークライフバランスの良さを感じました。

5, おわりに

その他アクティビティとして、退職した元 Nauta パートナーで日本好きな先生が canal house (アムステルダム伝統の運河沿いのお家) に招待してくださったり、Rotterdam オフィスの finance グループと合同のホームパーティー、tax グループの皆様とアムステルダムらしいレストランでのディナーや、Brussels オフィス訪問のため小旅行を手配して下さるなど、Nauta の先生方のお力添えによって数多の貴重な経験をさせていただきましたし、多くの関係者の皆様と交流の機会をいただきました。デスクワークだけでなく、オフィス外において所属グループ以外でも様々な先生方とお話する機会をいただけたことで多様な視点を得られ大変刺激的でしたし、自らの将来のビジョンを新たに考える良い機会となりました。オランダの大規模事務所にてインターンを経験するだけでも貴重ですが、Nauta の皆様やインターン生との出会いによりこれ以上ないほど毎日楽しく充実した1か月を過ごすことができました。

今回の海外派遣を経て、以上のような様々な新しい知見に触れ視野を広げることができたと共に、Tax や Finance 分野への興味も深まり、弁護士としてグローバルに仕事することにさらに魅力を感じるようになりました。プログラムにご支援頂きました企業関係者の皆様、派遣の機会を下さった藤田先生・川出先生・後藤先生、事務関係者の皆様、Teun 先生をはじめとする NautaDutilh の皆様にこの場を借りて厚くお御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

海外派遣プログラム報告書

I 概要

- ①氏名：柴崎 秀之
- ②派遣先：Linklaters LLP Brussels オフィス
- ③派遣期間：2022 年 8 月 29 日～9 月 9 日

(その後先方ご厚意により同年 10 月 17 日～11 月 10 日までインターンシップを実施)

上記の期間、ブリュッセルのリンクレーターズ法律事務所において、Legal Intern として研修に参加してまいりました。当初 8 月 16 日より開始を予定しておりましたが、市当局の許可申請が大幅に遅延したため、活動期間が許可発効後から 2 週間を残すのみとなりました。このようなイレギュラーを受けて先方も胸を痛められ、寛大にも改めて仕切りなおす形で 1 か月間受け入れてくださいました。計 6 週間にわたって幾多の貴重な体験をさせていただき、感謝の念に堪えません。

以下、本派遣先において垣間見ることができた主な業務の様子について紹介しつつ、従事した内容や印象を受けた点、学んだ点について簡単にご報告いたします。



II 業務内容

1 本事務所・競争法チームの業務一般

リンクレーターズは英国系のいわゆるマジックサークルの一角として世界各地に拠点を有する屈指のローファームです。ブリュッセルオフィスは欧州委員会の本部がある市内中心部に位置して欧州のハブを担い、特に私が参加させていただいた競争法のチームは、報道を賑わすような大事件から複数国の規制がかかわる複雑かつ機微な事案、後に判例として影響力を持つ法上の論点を含む係争などで輝かしい成果を残してその名を轟かせています。

同チームは、欧州各国に跨るクライアントやクロスボーダーの事案にきめ細かく対応できるよう、各国の法規制や事情に精通した多様な先生方が集って活躍しており、インターンやサマーアソシエイトも同様に各国からバラエティ豊かな人材を多く受け入れて 10 数か国に及ぶ多国籍の様相を成しています。各国を代表して集う優秀な先生方や将来有望なインターンの同僚から刺激を受けつつ、国際色豊かな最前線の現場で働くことができ、胸が躍る毎日でした。

競争法と一口に言っても法律事務所として担当する範囲やかかわる法規制は多岐に亘ります。巨額の罰金が課されて度々話題となるカルテルなどの独占規制の他、M&A の関係で合併規制への対応は花形であり、関係しうる各国競争法や外国投資規制なども考慮に入れてクライアントのビジネスを支えることとなります。また、EU 競争法としては国家援助 (state aid) 規制も EU 市場の競争を公平公正に保つために活発に機能しており、重要な検討対象となります。今年の 6 月には EU 外の第三国から補助を受けた事業体に対しても同様に規制する方向で欧州議会において合意が成立し、日本企業にとっても今後 EU 進出にあたり影響を受ける可能性があるのではないのでしょうか。



今後の研修にあたっては、私自身、国家援助も含めた EU 競争法の執行の実態やトップローファームとしての M&A や対規制法制における実務について知見を得ることを目的としており、少しでも多く他のインターン生と同じように実務に携わることができるよう格別の意気込みで臨んでいました。他方で在学中は単位上限の関係で EU 法や競争法の受講も不十分であ

り、現地のインターン生と比較して EU 競争法の知見や判例、欧州の法規範一般の理解が限られている点が否めず、チームの一員として先生方にとり負担となってしまうのではないかと不安も尽きませんでした。またインターンは 6 か月の長期スパンで従事するのが一般的であり、1 か月という限られた期間でどうすれば成果が得られるか思案に暮れました。

幸いなことに、リンクレーターズではファーム全体規模のイントラネットワークやポータルを通じた情報のデータベース化、ノウハウの共有、様々な分野のトレーニングの各種メディアアーカイブが非常に充実しており、新人のためのワークショップの記録も豊富に備えられ、文字通り宝の山に触れることができました。そうしたトレーニング資料やオンラインコースの受講に夢中になり、少しでも周りに追いつくべく多くを学ぶ一方、いかに自分のそれまでの学習の視野が狭かったか、また判例等の規範の理解に留まらず弁護士業務一般についての理解も浅かったことを思い知らされました。宝の山は尽きず、可能な限り受講し続けたいようにも思われましたが、徐々に実際の業務に踏み出すこととなります。

2 規制との関係での対応実務の補助・調査

(1) 多国間合併の規制

EU 競争法は、構成各国の競争法規制に優先・排除する形で、一定の規模の独占や企業結合につき独自の規制を行うこととなりますが、その規制対象の基準に抵触するか否か、また規制対象となる独占、問題のある企業結合に当たるか否かは、企業規模としての業績や市場が流動的であることもあり、必ずしも明確な見通しが立つわけではありません。EU 各国に販路やサービスを広げる多国籍企業、また EU に進出を目指す企業として、EU 競争法による規制を受ける場合と各国法の競争規制を受ける場合、また一連の流れとして米国や中国等の市場国の競争規制についての対応も含めてどのように想定しておくべきか、どのような手続きの準備が必要となるか検討することとなります。商品流通や販路が当たり前のように国境を越え、またインターネット上でのサービス提供等グローバル化も進んでいる昨今、大規模企業間の M&A 事案は、おのずと EU 圏の市場に影響を与える可能性が高まります。

企業側の視点・アドバイザーの視点としては、各国の法規制を把握した上で、各国競争当局への事前申請の要否・相談可否や申請期間や調査を受ける期間の調整、その他排除（修正）措置の内容等様々なことについて一連の作業として同時に対応できるように整理しなければなりません。企業向けのプレゼンテーションを想定したスライド案の提案が求められた際には、こうした複数法域に跨る合併事案にまつわる一連のプロセスについておさらいしつつ、注意を喚起すべきリスクがどこにあるか、またどういった準備や対応により規制を受けた場合の差が分かるか、数百に亘る過去のスライド記録を参考に整理する中で理解が深まりました。協力して従事した他のインターン達からも直近の事案や規制改革の動きに対する目線など啓発を受けました。

EUの合併規制との関係では、事前の申請書類として届出が求められる事項が多岐、詳細にわたっており、クライアントとなる企業内でも各国支社の業績を正確に把握すべく日ごろから必要なデータを迅速かつ確実に集め、過不足なく適切な資料準備が鍵となります。EU競争当局への電子申請書類の作成を補助した際には、DVDでの提出が求められる大量の電子データにつき、当局側の検査に支障がないように見やすい形で形式を揃え、準備する必要性がありました。概して膨大な書類を提出することになりますが、検査官から必要な書類の再提出を求められたり説明不足により疑問を招いた場合には遅延が発生し、予定されていたM&Aのプロセスに多大な影響を被る恐れが出てきます。生のデータを扱う緊張感を引き締めつつ、瑣末な単純作業と思われる中にも、検査官の視点について思いを巡らせる中で学ぶことが多く、充実した気持ちで取り組むことができました。



（２）競争法に依らない企業結合規制

また多国籍大企業を多くクライアントに持つグローバルローファームとして、世界中いずれの国の市場とも関係する可能性があり、各国の競争法、特に合併に際して触れうる規制は世界中のオフィスが協力して情報を収集しデータベースとして日々アップデートすることになります。

今年に入り競争法を本格的に導入して話題となった国がありましたが、未だ競争法が整備されていない国についても留意する必要があります。一般法としての競争法が導入されていないからといって独占や合併が無制限に許されているというわけではなく、各事業法による規制や、関係の審査手続等が事実上の合併規制として機能しているような場合についても注意することになります。実際に、データベースのアップデートの一環として、競争法がまだ導入されていない或る国の規制実態について、提携する現地の事務所が取り纏めたレポートへのコメントを求められたことがありましたが、チューターを担当して下さった先生からの細やかなフィードバックを通じて、一般法の規制がない場合の M&A 規制として警戒すべき視点や考え方を身に付けることができました。今になって振り返ると、競争法という領分を飛び越えてデファクトの合併規制として関連しうる行政規制へ無闇に警戒を広げてしまい、チームとしての専門分野の分担という大前提を見失いがちでしたが、改めて合併規制とは何か、競争法の枠組みで企業結合の規制が行われる意義など、考え直すことになりました。

包括的な競争法が導入されている国であっても、事業法による規制や特定のビジネスに焦点を当てた特別法による規制はペナルティが重い傾向にあり、また要件が比較的緩やかに設定されていることも多いため常に注意を要します。海外からの直接投資（FDI）規制もそのような合併規制として機能するケースが多く、実際に日本の外為法の関係で参考になりうる事案がないか調査する機会がありました。昨今の外為法改正でも、いわゆるコア業種の選定として医療品や半導体など規制対象範囲が拡がりを見せており、意外な企業が出資規制の対象企業に含まれている可能性があるため規制の変化にも常に目を光らせておかなければなりません。外為法の規制は省令や告示との関係でも複雑な構造となっていますが、行政法や社会保障法、労働法の授業でそうした規制の解釈作業は鍛えられたこともあり、自信がありました。この時とばかりに意気込んだものですが、あくまでブリュッセルオフィスでのインターンであり、EU 法について経験させようという先生方のお心遣いもあってか、日本法についての知見を直接活かすことができたのはこの機会のみで、以降は EU 法規範への理解に基づく事案分析が中心となります。

3 欧州委員会決定や裁判所判例の分析

(1) 欧州委員会決定

欧州委員会の競争当局（DGComp）は、EU 機能条約等の EU 競争法に基づく強力な執行権限を有し、調査や制裁を科すことができますが、特に違反認定や制裁等にかかる決定文は裁判所の判決判旨に劣らず多大な影響力を有しています。他の事案への法的拘束力はないものの、企業側としては当局の規制傾向や法令解釈等について知悉しておく必要がある上、違反事実や責任の認定方法、制裁金額の計算など広い裁量を有し、裁判所の判決を左右する重大な事実問題を握っていると言えます。



ファームのデータベースの更新作業の一環として、カルテルや支配的地位の濫用に対して制裁金を科した決定を 2000 年以降広く調査しましたが、制裁金の金額決定に至る過程について検討するのは非常に新鮮でとても興味深く感じられました。各種データベンダー提供の資料を参照しつつ、各決定の事案から制裁の算出に至る考慮要素を決定文で追いながら、欧州委員会のガイドラインに基づく理由付けを読み取り、制裁の各名宛企業間で課された割合が異なった経緯やリーニエンシー・和解手続等による対応の細かい違いについて一つ一つつぶさに見て比較することができました。

従来の日本法の学習では、判例であっても制裁金の算定プロセスには意識を払うことは乏しく、刑法の量刑の決定ですら具体的な相場は過去の傾向から、という程度でしか理解していませんでした。ついつい司法としての一貫性（そして広い意味での当事者間の公平性）という大義名分で鵜呑みにしがちでしたが、その点、欧州委員会決定では制裁が争われる事例が豊富にあります。説明責任だけでなく公平性や比例原則の観点からも具体的かつ詳細な説明が決定文に記載され、EU では各企業も積極的に制裁金額を司法を通じて争うため重要な争点となりえます。制裁や和解手続にあたっての当事者間の責任評価に関する法的論点やリーニエンシー制度の実態など、日本では意識していなかった興味深い問題点に感銘を受けました。

また制裁金が課されただけで終わりではなく、欧州裁判所にて制裁決定が覆された場合やその後の再決定（そして更に争われた司法判決）等との関係なども読み解くこととなります。裁判所によって制裁決定が破棄された場合にも、欧州委員会としては裁判所に否定された理由付け部分や計算方法を補強する形で制裁金を改めて課すことが少なくないのですが、そうした司法とのやり取りや綿密な理由付けを通じて、制裁金の枠組みについての法的議論が積み重なっていく点が社会的にも非常に有益だと感じました。制裁にあたっての行政としての説明責任が充実し、企業にとっては制裁についての見通しを立てる材料となり、何よりも競争法の発展を通じたより良い EU 市場の実現に資するのではないのでしょうか。こうした行政と司法の間の積極的なやり取りは統治機構としても本来のあるべき姿のようにも思われ、強い魅力を感じています。

（２） 判例

欧州委員会決定に異議を申し立てる場合や構成国の法廷や当局等から付託を受ける形で欧州司法裁判所の裁判にかけられますが、法律審の司法裁判所の判決だけでなく事実審の第一審裁判所（General Court）の判決判示もある種の判例法（case-law）として参照されることとなります。一つの事案の読解にあたっては、数十枚、多い時には数百枚に上る判決文をそれぞれ、また法務官（Advocate General）意見も実際の判決との違いに留意しつつ重要な参考資料として読み解くこともあり、骨が折れる作業になることもあります。ただ、日本の判決文と比べると事実関係や法解釈における論理関係の記載が明確かつ充実しており読みやすく、また多様性による異なる常識や各国語に訳されることを想定しているためか曖昧に濁した表現やこじ付けに感じるような論理に遭遇することも殆どなく争点の議論に集中できます。スピード重視の実務の作業においては、一つ一つ関係の判旨をゆっくり読み通していくわけにはいきませんが、何分判例の読解量が他の一般インターンと比べて著しく足りていないため、できる限り時間を作りメリハリをつけて読むように心がけていました。

重要な判示がなされると予測される裁判についての第一審判決や法務官意見をまとめた簡単なメモの作成に従事した際には、適宜評釈も参照しつつ、同種の事案でも結果が分かれた事例や引用される判例事案との比較を通じて分析を試みました。違反成立のための競争当局側の立証責任の程度や判例法上法律上の推定が確立されている場合の当てはめが認められる範囲など

といった興味深くも悩ましい論争が絡んでいることも多く、完成までに必要以上に時間をかけてしまったのではないかと反省すべき点も少なくありません。特に優遇税制が違反に当たるかどうか分かれ得る国家援助の問題では、事実評価や援助と評価される内容の算定方法、基準の違いが分水嶺になると思われることもあり、当該メモの目的との関係で各事実についてどこまで記載すべきか、悩むことになりました。メモとして提出した内容にも、迷いながら削った点にも気がかりが残っていましたが、後日下された司法裁判所の判決文ではそれぞれ触れられており、幾ばくかの達成感がありました。

国家援助や公共調達規制との関連で、EU 法上に認められた各構成国の国家的利益による規制免除条項の適用可否やその範囲についてメモを作成した際には、却って関係事案を広げ過ぎて事実関係の違いに混乱したりもしましたが、いずれの事案も非常に刺激的でした。特に判例法や他の条文、指令との関係により実際の適用がどの程度制限されるか（否か）といった複数の関係法令等を参照して仕組みを解釈する点では、在学中に講義を通じて学んだ条文解釈の経験が想起されました。

インターンシップを通じ、具体的な日本法上の知識を用いることこそ限られていたものの、学校での授業を通じて身に付けた法的思考や解釈の枠組み、分析手法が折に触れ実務の上で活かされたと感じ、大きな収穫でした。

III レポート

以上のように、本事務所での活動を通じて、EU 競争法規制の実態や実務慣行、また欧州における弁護士のあり方など多くのことを学ぶことができましたが、そうした法的知識や法務についての知見に留まらず、グローバルかつ多国籍なビジネスの最先端で働くとはどういうことか、どうあるべきか、どうすれば競争力が備えられるか、そうした手掛かりが得られたように感じています。

冒頭にも述べましたように、本事務所の競争法チームは EU を中心に世界各国に跨るディールを扱うこともあり、各国事情に精通した様々なバックグラウンドを持つ人材から構成されています。インターン生やサマーアソシエイトとしても欧州各国から多くの優秀な学生を積極的



に受け入れて多様さを深めており、この多様性こそがダイナミックな国際ビジネスにも対応できる柔軟さや活力の源になっているのではないかと思われました。

「多様性を尊重する」というスローガンは今やビジネスに限らずどこにでも見られ、ありふれた表現のようにも感じられます。他方、欧州の歴史や昨今の国際情勢、また移民問題や宗教の扱い等 EU 内の議論にも顕れているように、EU 諸国にとり人々の差異、国家間の差異は摩擦や分断を伴い先鋭化する形で頭を悩ませる種でもあり、多様性を前提にした上での EU 統合こそが悲願とされてきたのは周知のとおりです。そうした一体性を追求しつつ、異なるバックグラウンドや文化、個性を生かして優秀な人材一人一人が最善の形で力を発揮できるよう敢えて難題に挑むという姿勢が、respect diversity という言葉の中に含意されているのではないのでしょうか。

そうした意味で、リンクレーターズが重要視する「インクルーシブ」という価値観も、日本では月並みな流行り言葉や耳障りの良い標語のように聞こえますが、単にステロタイプな違いを受け入れる、適切な配慮を理想として掲げるというようなものではなく、徹底されていました。このインクルーシブネスの徹底こそが、私が本事務所での滞在中最も感銘を受けたものかもしれません。

着任当初よりお一人お一人から暖かい歓迎を受け、何かと声をかけてくださいましたが、実にスマートかつ自然な優しさが非常に印象的でした。過去の本プログラム派遣者の体験談ではフランス語等言語の壁を感じたとの話も見かけ覚悟して臨んだものですが、そのような孤立はもちろん、疎外感を感じるようなことは一度もありませんでした。インターンの仲間内でも、フランス語話者たちの会話の輪の中にたまたま取り残されるような形になったときも、当たり前のように英語に切り替えて話の背景を共有してくれました。却って申し訳ないくらいですが、むしろそこで遠慮せずに自分から会話に入っていく積極性こそが求められているように感じました。相手が積極的に話しかけてくれる中、私自身は自分のコミュニケーション能力全般の衰えを痛感するばかりで、声すらすぐに掠れて思うように出なかったり、英語で考えようとして頭が真っ白になり会話になっていなかったことも少なくなかったと思います。それでもどの人も嫌な顔一つ見せず辛抱強く耳を傾けてくれ、いつも輪の中に迎え入れてくれました。

こうしたインクルーシブな振る舞いは、チームに限らずオフィス全体でも徹底されていると感じました。秋に入り、幸運にもアソシエイト向けの週末を利用した親睦イベントに参加させていただいたのですが、南部ワロン地方の古城にブリュッセルやアントワープのオフィスから

100人近く参集し、普段なかなか関わることのできない他のプラクティスチームの若手弁護士たちと交流する機会に恵まれました。1か月しかいないインターンに過ぎない私が溶け込めるか、当日まで一抹の不安もなくはありませんでしたが、全くの杞憂であり、初めて会う私にも皆積極的に話しかけてくれ、またこちらから会話の中に飛び込んでもごく自然に仲間に入れてくれました。日中のワークショップやゲーム等から各種催し物が終わった後も夜晩くまで、様々なチームの方々と話を交わしましたが、いずれも単なる社交に留まらず、それぞれの分野の苦労話を聞いたり旅行に行った際の体験談など種々語り尽くし、充実した時間を味わうことができました。オフィスには多様な人材が揃っていると感じましたが、各人が備える自然な形でインクルーシブを実現する振る舞い、人を漏れなく輪に引き入れる力というのは、協調性や社交性などといった一般的な徳目に留まらず、当地の弁護士として、少なくともリンクレーターズにおいては必須資質なのかもしれません。



入れ替わりの激しい、生き馬の目を抜くようなビジネスの世界に身を置いているということを忘れそうになりますが、こうした本事務所の弁護士たちの振る舞いや態度は私がそれまで想定し警戒していたような人物像とはかけ離れたものでした。ともすればエリートにありがちなシニカルな現実主義やスノップさ、自分本位な扱いを目にすることもあってはいないか、また社交辞令を真に受けたりせず、ビジネスライクな付き合いとして適度な距離感を意識しなければいけないのではないかと考えていたこともありましたが、そうした考えこそナイーブだったと実感しています。冷めた本音を隠して上辺だけで付き合ったり、単なる鉄面皮で仕事が処理できるほどチームでの活動は甘くなく、むしろハードな仕事の中で多大なストレスに晒されながらもチームとして最大限の成果を出すためには、快活に、積極的にコミュニケーションを取り、協力できるような人でなければやっていけないのではないのでしょうか。

オフィスでは基本的に各執務室の扉は開かれており、立場の違いの垣根なく、単なる事務連絡に留まらない気軽な会話がそこかしこに聞こえます。チューターの先生からは、普段から積極的に各室を訪れて交流を図るよう勧められ、当初は仕事の邪魔になるのが気がかりで建前ではないかとも思われたのですが、今になって思えばそうした交流の中で意思疎通を通じて信頼関係を築くことこそが求められていたのではないかと考えています。

こうした風通しの良さは、立場や経験の違いに委縮しない積極性や反応の早さを可能にし、またチーム内の協力も強固かつ効率的なものとして促進することになります。昨今日本でもよく耳にする「アジャイル」な仕事ぶりのためにも必須のように思われました。agile、agility という単語から迅速さや小回りが利く効率の良さ、適応的であることなどを含意していますが、働き手個人個人が柔軟な仕事環境で対処することで効果的にベストパフォーマンスを生み出していくといった理想に向けられた価値観として知られています。昨今のコロナ禍を経て、ネットワーク環境の充実やソフトウェアの発達により、リモートワークによる柔軟な仕事ぶりも各所で随分定着してきたように思われますが、人間関係が希薄であれば必要な意思疎通が滞りやすく、協力関係も弱っていくことが課題の一つに挙げられています。リンクレーターズにおいては優れた専用ソフトの支援もあり、チーム内のコミュニケーションの緊密さを犠牲にすることなく個人個人がそれぞれの私生活上の役割とバランスを取る形で有効にリモートワークを活用されていますが、こうした多様な働き方による効率化の前提として、活発で気軽なコミュニケーションという基盤があるからこそ可能なのだと感じました。

ワークライフバランスという点では、休暇を積極的に取り、うまくチーム内でカバーしあっている点も印象的でした。家族との旅行であったり、遠く離れた異国へ冒険に出かけて刺激を受けたり、各人の異なる私生活やライフスタイルを尊重してチーム内の多様さを育みつつ、リフレッシュを通じて仕事での活力や積極性にも繋がっています。もちろん他の人の休暇により残された人々は仕事上の齎寄せも少なくなく、バカンスの時期でも夜遅くまで働く先生方の姿を見てきました。しかしそうした多忙な日々の合間でも昼食の時間には積極的に集まってテーブルを囲んだり、ちょっとした休憩や親睦の機会にはパートナーからアソシエイトまで仲間内で労い合うことも欠かしません。こうした輪の中でチームの一員として活動でき非常に居心地が良く感じられましたが、同時にチームとしての働き方について実に多くのことを学んでいたのだと実感しています。

居心地の良い職場環境が仕事の生産性を向上することは夙に知られていますが、リンクレーターズはこの旨特にこだわっている点で特筆すべきものがありました。これまで挙げた多様性やインクルーシブネス、積極性や柔軟性、アジリティやチームとしての一体性といった価値観は、ファーム全体のポリシーとしても度々耳にし重視されています。競争法の実務を通じて体感する中で、これらはEUの競争政策が掲げる、多様性やオープンネス、公正な競争を通じた活気、そして欧州の統合といった目標や理想とも共鳴しているようにも思われました。競争力のあるチームを実現するために、そうした価値がどのように働くか、インターンとしての活動を通じて実感をもって体験することができました。



IV おわりに

最後となりましたが、このような貴重な機会を設けてくださったビジネスロー・比較法政研究センター、また本プログラムのために厚いご支援を賜った住友商事株式会社、三菱商事株式会社、AGC株式会社の皆様にこの場をお借りして心より御礼申し上げます。コロナ禍により見通しも立ち難い中、藤田先生、川出先生、後藤先生はプログラムの本年実施のためにご尽力くださり、手続きの面では事務局のオルテガ様に種々ご対応いただきました。重ね重ね感謝しております。

派遣にあたり、ヴァンドゥワラ先生には勤務一般から競争法の学習まで実に沢山のことを相談させていただき、ひとかたならぬお力添えを賜りました。深く御礼申し上げます。

そして、インターンを受け入れて下さったリンクレーターズ・ブリュッセルオフィスの皆様、先生方お一人お一人に改めて厚く御礼申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

Internship Report – Linklaters LLP (Brussels)

Name: Hideyuki SHIBASAKI

Host: Linklaters LLP, Brussels Office

Term: 29th August 2022 – 9th September 2022

(and 17th October 2022 – 10th November 2022 through the courtesy of Linklaters LLP)

Contents

I. Background

II. The team and practice

1 The office and its AFIG team

2 The team's practice

3 The firmwide knowledge sharing and training

III. Internship description

1 Practical side

(1) Multijurisdictional aspect of merger control

(2) Application process

(3) Merger control other than competition law

2 Theoretical side

(1) Decisions

(2) Judicial cases

IV. Reflections on the Internship experience

V. Acknowledgement



I. Background

In this summer I took up Legal Internship at Linklaters LLP Brussels office, as part of the international internship program of the Institute of Business Law and Comparative Law and Politics (IBC), University of Tokyo. At its Antitrust & Foreign Investment Group (AFIG), I worked on EU competition law and multijurisdictional merger control, in the pursuit of practical knowledge of EU's enforcement of the competition rules and the global law firm's practice in the field.

Originally the internship was scheduled for 4 weeks from the 16th of August, but due to an unexpected delay in the process concerning work permit from the city administration, I could start 2 weeks later. Considering the impact on my internship, Linklaters generously accepted me for another 4 weeks in this autumn. All through the 6 weeks, the Brussels office gave me plenty of amazing opportunities as the legal intern and I was overwhelmed with gratitude.

II. The team and its practice

1 The office and its AFIG team

Renowned as one of the *Magic Circle*, Linklaters LLP is a top multinational law firm founded in 1838, and its Brussels office earns an international reputation as one of the leading firms in the region. In the proximity of the headquarters of the European Commission, the AFIG team has made outstanding achievements for worldwide deals and influential cases in the field of anti-trust/competition law.

Reflecting a great diversity of the EU, the team includes around 30-40 competition lawyers and professional staff and accommodates a wide variety of promising interns and summer associates. It was such an honor for me to be the first Japanese intern for the team, and I was so excited to work at the multinational team of distinguished lawyers.

2 The team's practice

While the team's main expertise lies in EU competition law, their business involves rather various laws at each stage of global transactions. Cartels and dominance of



abuse are the core topics in the discipline, widely noted for the tremendous amount of fines. But in practice, merger control issues lead the business for the dynamics of cross-boarder M&As, which can entail different anti-trust/competition laws and regulations like foreign investment restrictions of multiple jurisdictions. As part of the global law firm, the Brussels team regularly collaborates with other foreign offices all over the world and takes a lead at entangled multijurisdictional issues concerning the EU competition policies.

Also, the state aid regulation of the EU has wielded noteworthy influence over companies and policies of the member states. It is for the sake of fair and just competition at the EU market, against distortion of state-sponsored national champions. In this June, the European Council and the EU parliament agreed to install the Regulation on foreign subsidies, as an extension of the state aid framework to the third countries'. For me, it is hardly surprising even if the regulation would affect M&A transactions of Japanese companies entering the EU market, and consequently the subsidizing policy of Japan.

3 The firmwide knowledge sharing and training

Such varieties of practices stem from EU competition law and therefore require a deep understanding of it as the basis. That is fairly challenging for me, and in fact anxiety remained even after the months of study. It is so bold as to compare myself with other knowledgeable interns but I was conscious that generally interns are assumed to have 6 months to familiarize themselves with the practice and take part in projects over a long span of time. I felt a desperate need for expedited training.

I was very fortunate in that Linklaters has a distinguished culture of knowledge sharing through its intranet. The firm accumulates rich data of each individual case, shares precious knowhow and builds up an extensive media archive including training courses and workshop records at every field of the business. I could follow a number of programs for trainees with slides and recordings at my own pace. In the form of in-house memoranda, I could also access to a mine of statistics and valuable information. As Linklaters puts weight on knowhow sharing for the firmwide performance, especially its knowledge lawyers and paralegals take a great deal of efforts for the



update and data augmentation. The treasure mines never cease to enlighten me, and I wished to dig down as long as I can, but I gradually moved on to actual practices.

III. Internship description

At each field of the team's territory, I could take advantage as an intern to get a glimpse into their practices – multijurisdictional merger review, cartels/dominance of abuse, foreign investment screenings, state aid and public procurement. In this chapter, giving an outline of topics I have worked on, I roughly allocate them into two stages as introductory, practical one and more theoretical, research-focused one. As the result, the former part is to be explanatory about merger control and the latter part is on others like cartels and state aid.

1 Practical side

(1) Multijurisdictional aspect of merger control

The EU adopts one-stop-shop rule of its merger control over jurisdictions of the member states in principle, but it makes the regulatory regime far from simplicity and unpredictable in practice. In case mergers and acquisitions (M&As) result in a certain level of concentration or monopoly in a product market extending over the multiple states, the EU Merger Regulation (EUMR) will apply in the exclusion of national-level regulations of each member state. In return for the precedence, the EUMR stipulates further detailed conditions for its application and limits its scope to a large scale cases with the indicative thresholds in terms of business turnover of the relevant parties.

Along their cross-border supply chains and services, multinational enterprises need to take into account of both EU regulations and national regulations of each state where their M&A may have an impact on the relevant market. As for the EU thresholds, nevertheless, their turnover would fluctuate in a time span and be contingent on the economic situation, plus the market itself can be too volatile to predict in the middle of such a time-consuming M&A process. Not only that, its threshold is merely the clearest indicator and does not guarantee against the Commission's intervention.

As globalization proceeds and online platforms expand their service regardless of borders, M&As of conglomerates increasingly trigger regulations at multiple territories with grave risks. In such a case, they are forced to strategically prepare for each notification duty and investigation by the respective authorities all through a series of

different, albeit partially overlapping, screening processes. They would otherwise face an unexpected debacle such as considerable fines for negligence of the rules and damages to their social reputation and trust, in addition to an annulment or an extended delay in the M&A process.

In order to cope with the parallel procedures, their legal counsels shoulder delicate tasks to guide the clients through the M&A process including due diligence and effectively alert them to the bottlenecks of all the relevant regulations. Engaged in a draft proposal of a slide presentation on such risks with other interns, I gradually acquired the viewpoints along time lines and prioritization through hundreds of archived slides used in the past.

(2) Application process

As to the EUMR, the relevant M&As must obtain prior clearance of the Commission by notification with a detailed report and vast documentations. For the preparation, at all times companies must recognize each turnover of branches and economic situation of the relevant market in the respective member states, with compiling accurate data and records from the branches and subsidiaries.

Once I assisted my colleague to adjust a number of files for groups of countries, in accordance with the format and instruction of the Commission, so that the examiner can check the materials smoothly without any possible delay for further inquiry. It may seem trivial and cumbersome, but I was excited to deal with actual data from the client for the first time. My understanding of M&A process, acquired through the presentation proposal, now took shape, and I could imagine the Commission's viewpoint in the documents at hand.



(3) Merger control other than competition law

In concurrence with the EUMR, any other state's merger control or market restriction can be relevant for the business of Linklaters' clients, so the firm needs to be prepared for any of the regulations all over the world. In cooperation with local offices, the Brussels team carefully collects the necessary knowledge and insights and then updates the database to be abreast of the latest changes at any of the ongoing rules.

While there are a number of jurisdictions without anti-trust/competition law, we cannot naively expect monopolies and concentrations uncontrolled there. Rather, absence of comprehensive competition regulation regime leave space for other specialized industrial regulations to rule M&As in particular industries.

In preparation for the database update in cooperation with the local counsels, my tutor asked me an opinion on a firsthand report of a country which has not installed a comprehensive merger control. Regretfully I was off the mark and blindly extended the scope of the report, transgressing the bounds to other fields of practice, but it became a good introductory training thanks to the kind feedback of him. This review process urged me to reconsider what merger control is in relation to a framework of competition law.

Even on top of competition law, industrial regulations are noteworthy as they often impose more stringent rules with lower thresholds. Screening of foreign direct investment (FDI) is one of the most common and strictest for M&A deals, particularly in industries related with security and public interest. In recent years, like safety concern aroused in covid-19 related issues and the US's ban on Chinese telecom devices, national security arguments have shed lights on the utility of FDI restrictions to protect critical industries from foreign influence.

Inquired by the other tutor, I had sought for some cases of notification concerning Japanese Foreign Exchange and Foreign Trade Act. The act has continuously revised to extend its range with supplementary notices, as adding the designation of Core Business Sectors. Unfortunately, because of the confidential nature in the law and its targeted business, especially for the relevance to the national safety, I could not trace any actual case of notification. It was after all the first and last task concerning Japanese laws, and from then on, I focused more on application of EU competition law and its judicial arguments.

2 Theoretical side

(1) Decisions

The European Commission, the Directorate-General for Competition, holds distinctive power to enforce the rules based on the EU laws (treaties) and regulations which enable it to have a thorough investigation and impose a fine and annulment of M&A deals. Without legally binding courts and even itself, the Commission's decisions are influential, not just as the clues for prediction in their tendency and its interpretation of regulations. The Commission is the responsible source providing the arguable context of cases for judgments of the EU Courts (CJEU), with its sophisticated method of setting liabilities and fines for infringement.



As part of the firm's database update, I was engrossed in an extensive investigation of the Commission's decisions imposing fines for cartels/other illegal agreements and abuse of dominance. With the help of legal data providers, I traced the texts of the decisions after 2000 in search for the Commission's reasoning and weighting as determinants of the amount of fines. Based on its guidelines, the Commission subtly distinguishes its reasoning for each proportion of liability and demonstrates the difference at reduction of fines among the parties under the leniency and settlement policies. Sometimes finding the notes written by the involved lawyers, I could follow how the leniency and settlement procedures function over the spectrum of cases.

Even in case the Courts annul a decision imposing a fine, the Commission often amends or readopts its decision with the reinforced logic and calculation in order to reimpose the fine. The ample examples with detailed reasonings stimulate theoretical arguments on the frameworks of fine, which contribute to the administrative accountability, predictability for business, and development of the competition rule for the better EU market. The animated exchange between the Commission and the Courts must be essential for them, which fascinates me.

While studying Japanese laws and cases, I used not to pay much attention to the calculation process of fines in general but blindly accept the existing tendency in the name of consistency. Whereas the Commission and EU Courts unquestionably

concern equal treatment among the addressees, they need not exaggerate their consistency because the abundance of fining cases contributes to their accountability through distinction among them with its delicacy of substantial reasoning. The follow-up of decisions in relation with judgments on their appeals were no easy task but are now fruitful in providing me arguments and perspectives on the liability and leniency evaluation processes which are crucial for companies' business.

(2) Judicial cases

In case an appeal is lodged against a Commission's decision, the Court of Justice of the EU (CJEU) will have a jurisdiction. As the components of CJEU, the General Court is for fact-finding proceeding at first instance and the European Court of Justice (ECJ) is the upper court on a point of law. For all that, not only the ECJ but also the General Court publishes influential case-laws. It is like a climbing up mountains to follow the peculiarly long sentences across the tens and hundreds of pages of each judicial decision, in addition to Opinion of Advocate General, with keeping attention to their differences. Because they demonstrate clear logic with detailed reasoning, nevertheless, I feel free from concerns for ambiguous wordings and chicaneries, and I could concentrate on the arguments with plenty of information.

To write a succinct memorandum in preparation for an expected ECJ judgment, I struggled to grasp the difference among its relevant cases and to compress their facts and frameworks to essentials. The focal point of the cases is evaluation of the state's preferential tax policy as to whether consisting illegal state aid or not, and the seemingly similar cases have resulted in different treatments at the ECJ and the General Court. In addition to the case-law framework of state aid on its selective advantage, the issue involves many of exciting legal arguments such as the tax sovereignty of the member states, the Commission's burden of proof with the required degree of reasoning, and the scope of the principle of equal treatment. Eventually the long-awaited judgment made some clear notes on them, and now I feel a little sense of accomplishment.

For another memorandum, concerning a public interest exemption from the restrictions on state aid and public procurement, I skimmed too many cases and got confused at difference in the facts of them. Notwithstanding the bitter taste of failure, I recollect the cases as quite interesting, in relation to the existing guidelines and regulations, as they form an intricate framework to restrain the exemption in actuality. Analysis of the legal

framework recalled me what I learned at the courses of administrative laws in the light of interpretation of frameworks formed by laws and administrative notices, which also popped up at the FDI search with the Japanese Act.

Although I seldom used any particular knowledge of Japanese laws, this internship certainly connected what I had learnt at school to the real practice, in terms of legal thinking, framing perspectives and analytical skills.

IV. Reflections on the Internship experience

Through the work at the team, I absorbed practical knowledge of rules, practice themselves and professionalism in the field. At the same time, the internship provided me an indispensable opportunity to learn about the virtues at a cosmopolitan environment.

It is worth repeating that, dealing with multinational issues including the EU, the team reflects the EU's great diversity of nationalities and cultures, and its dynamism seems one of the main drive for that lively atmosphere. Respect for the existing diversity may now become a commonplace at every business, but as the EU often struggled for the disintegrating aspect of the virtue, it is not just a cliché but more like a start point to actualize an integrity of distinctive individuals into a team, a firm and an Union.

Linklaters embraces inclusiveness as an essential pillar of their value, and this is what impressed me most through the stay at the office. Each person gave me a warm welcome and always paid kind regards to me. Sometimes I happened to be in a group chatting in French, but they naturally switched the talk into English and explained its background to me without any hesitation. Even in English, I found myself at a marked decline in speech after years of quarantine life, and often felt so awkward with myself as if the language became something alien to me. The colleagues, however, always kept listening to me with patience and I never felt alienated from them.

In the autumn, I was so lucky to be invited to a weekend event for associates of the office. Staying at an ancient chateau in the Wallon area, I mingled with people from other practice teams and enjoyed workshops and games with each of them. With spectacular stories and discussions



such as on litigation systems, the scale of capital market issues and troubles at private trips, now I reminisce the warm and convivial atmosphere there. I had a real feeling that the inclusive and communicative culture flourishes all over the office.

In the cutthroat world of business with a high turnover rate, I had assumed the lawyers to be more like snobbish and egoistic elites. My colleagues looked too nice and kind to be true, and I even suspected like it could be shrewd of them to show me every courtesy. After all, my assumption of business lawyers was all false, at least here. The colleagues are always cheerful and active in communication, and I never found snobbish nor cynical attitude in them. As a matter of course they cannot be free from pains and various negative feelings for the nature of their demanding tasks, but they don't get gripped by the stress. Rather, they keep being nice as if it is the only way they work as a team and enjoy the workplace. With the office's open-door policy, the two-way exchange among such nice people naturally invigorates the proactive and responsive culture and foster close and efficient collaborations as an integrated team.

The communicative mood also enables agile working in virtue of flexibility. Thanks to the ubiquitous network, remote work does not interrupt their cooperation, and individuals have a discretion to work from home in order to concentrate on each of their own tasks in balance with private life. I was also impressed with the way they appreciate other's vacation and cover up one another. Such refreshment must be vital for individuals, allowing the diversity of individual private lives, and benefit their liveliness and proactiveness, which again enables them to care others. They often have hectic days and I have seen people working hard until late night, but partners and associates make efforts to share the table and show appreciation on the occasion of snack breaks and social gatherings. It was quite comfortable for me to be in the team and taught me a lot about how to work as a team.

Everyone knows a comfortable working environment increases productivity, but Linklaters distinctively sticks to the fact. I referred to several virtues, which I have often heard through the Linklaters global policy, like diversity, inclusiveness, proactiveness, responsiveness, flexibility and integrity. They have a great deal in common with the ones embraced in the EU competition policy. Through the internship, I realized how such virtues contribute toward the competitiveness of the team.



V. Acknowledgement

As a token of gratitude, I tried to describe how much I enjoyed the internship, but now the report seems going too far and verbose.

I cannot express enough thanks to the Linklaters team for their kind support and encouragement. From partners to associates, all the colleagues really helped me and inspired me a lot. I refrain from naming each but a number of them gave me valuable guidance at the work and their benevolence will not be forgotten. The business team and support team, especially Dovile and Eytan, enabled my internship from the very beginning undeterred by the irregular troubles. My fellow interns are of course included in the team with appreciation for working together and bringing me a lot of fun and joy.

I would like to convey my gratitude to the generous backing of Sumitomo Corporation, Mitsubishi Corporation and AGC Inc. as the program would not be possible without them. I am deeply grateful to Professor Fujita, Professor Kawaide, Professor Goto and Ms. Ortega of the IBC for their efforts making this internship program successful in spite of the precarious situation under covid-19.

Last but not least, my special thanks goes to Professor Vande Walle for his continuous support with warm and insightful advices.